

よくある質問

短期給付 Q & A

高額療養費

(Q) 私は、入院し手術を受け、病院の窓口で30万円の医療費を支払いました。窓口で「加入している健康保険に高額療養費の請求をしてください。」と言われました。請求はどのようにすればいいのですか。

(A) 手続きの必要はありません。

資格確認書またはマイナ保険証を使用していれば、公立学校共済組合の場合は自動給付されます。また、被扶養者の場合も同じです。

傷病手当金

(Q1) 病気等により有給休職(8割)となりましたが、傷病手当金の請求はいつからできるのでしょうか。

(A1) 「傷病手当金の給付日額」が「給与日額」を上回った場合、給与が支給されていても傷病手当金が支給されますが、上回らなければ無給休職になってからの請求となります。

参考まで、公立学校共済組合神奈川支部のホームページに傷病手当金試算シートを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

(Q2) 病院に毎月通えないので、数か月分の請求書を1枚にまとめたいのですが。

(A2) はい、問題ありません。

ただし、医師の証明は請求期間を経過してから取得が可能になるので、支給日が遅くなります。

なお、請求の時効は2年ですのでご注意ください。

出産手当金

(Q) 実際に出産手当金の支給対象となるのはどのような場合ですか。

(A) 産前産後休暇期間が無給休職となる組合員です。また、1年以上組合員だったものが、退職した際に出産手当金を受けている場合です。

育児休業手当金

- (Q1) 双子の場合は2人分育児休業手当金が支給されるのか。
- (A1) 育児休業手当金は組合員の休業に対する給付ですので、子が何人いても支給金額は変わりません。
- (Q2) 育児休業の終了に伴い所属を異動した。未請求分の請求は、旧所属から行う必要があるか。
- (A2) 請求を行う日に在籍している所属所から請求してください。
- (Q3) 育児休業開始の当初から子の1歳の誕生日以降まで育児休業を取得している。1歳後分の支給の対象となるか。
- (A3) 当初の育児休業の期間に関わらず、要件を備えていれば1歳後分の支給対象となります。
- (Q4) 認可保育所による保育が行われなため1歳後分の支給を受けている。子が1歳に達する日前に入所できるという通知があったが、入所せずに育児休業を続けることとした。育児休業手当金はどうなるか。
- (A4) 認可保育所に入所できるようになった日から育児休業手当金は支給されません。すみやかに育児休業手当金変更請求書を提出してください。

介護休業手当金

- (Q1) 介護休業（休暇）を半日又は時間単位で取得した場合も支給の対象となりますか。
- (A1) 介護休業手当金は、1日を単位として支給するものであることから、半日及び時間単位は支給の対象にはなりません。
- (Q2) 2週間未満の期間について介護欠勤の承認を受けている場合は支給期間の対象となりますか。
- (A2) 介護欠勤の場合は支給の対象にはなりません。
- (Q3) 請求の時期は介護休業（休暇）が終了しないとできないのですか。
- (A3) 支給は各月を単位として支給するので、各月ごとでも介護休業（休暇）が終了した時点でまとめて請求をしてもかまいません。